

令和6年度（2024年度）本部町保育所（園）入所案内



令和6年度 年齢別クラスの区分

クラス(学齢)	児童の生年月日
0歳	令和5(2023)年4月2日～
1歳	令和4(2022)年4月2日～令和5(2023)年4月1日
2歳	令和3(2021)年4月2日～令和4(2022)年4月1日
3歳	令和2(2020)年4月2日～令和3(2021)年4月1日
4歳	平成31(2019)年4月2日～令和2(2020)年4月1日

4月1日入所希望 受付期間	継続入所申込	令和5年11月1日(水)～11月17日(金)
	新規入所申込	令和5年11月13日(月)～12月15日(金)
5月1日以降入所希望 受付期間	希望月の前月5日までに申込書類一式をそろえて提出してください。 ※5日が土・日・祝日の場合は翌開庁日 P10参照	
申込用紙配布開始	令和5年11月1日(水) 子育て支援課窓口または町HPより	
受付場所	本部町役場2階 子育て支援課	
お問い合わせ	TEL 0980-47-2180	
受付時間	〈午前〉8時30分～12時 〈午後〉13時～17時 ※土日祝祭日及び12時～13時の時間帯を除く	



もくじ



■保育の必要性……………P1

- ・ 保育所（園）とは
- ・ 保育が必要な乳幼児とは
- ・ 保育が必要な事由とは

■申し込みから入所までの流れ……………P2

■利用できる施設認定区分について……………P3

- ・ 支給認定区分について
- ・ 利用区分（保育の必要量）について
- ・ 認可保育所一覧
- ・ 地域型保育事業一覧



■保育所(園)の利用について……………P4～6

- ・ 申し込みに必要な書類
- ・ 申し込み後・利用開始後に状況の変更があった場合
- ・ 保育料の納入について
- ・ 保育料の算定について
- ・ 保育料の切り替えについて
- ・ 給食費について
- ・ 副食費の免除について

■利用者負担の軽減について……………P7

- ・ 360万未満相当世帯の利用者負担軽減について
- ・ 寡婦（夫）控除のみなし適用の申請について

■保育料階層区分表……………P8

■本部町保育所入所利用調整基準指数表……………P9

■令和6年度入園スケジュール……………P10

■オンライン手続きについて……………P10

■注意事項……………P11

■本部町で利用可能な児童福祉サービスについて……P12



保育の必要性

【保育所（園）とは】

すべての児童は、それぞれの家庭で保護者の温かい愛情のもとで育てられるのが理想ですが、保護者が働いていたり、病気等の状態にあるため、「保育が必要な乳幼児」を家庭の保護者に代わって保育することを目的とする施設です。保育所（園）【以下「保育所」という】の利用を希望する場合には保護者やその児童が法律に定める要件に該当することが必要です。したがって、どの家庭のお子さまでも無条件に入所できるものではありません。



詳しくは、下記の【保育が必要な事由とは】を確認の上、お申し込みください。

【保育が必要な乳幼児とは】

小学校就学前までの「保育が必要な保護者において保護される乳幼児」のことです。【保育が必要な乳幼児】が保育所の入所対象となります。

【保育が必要な事由とは】

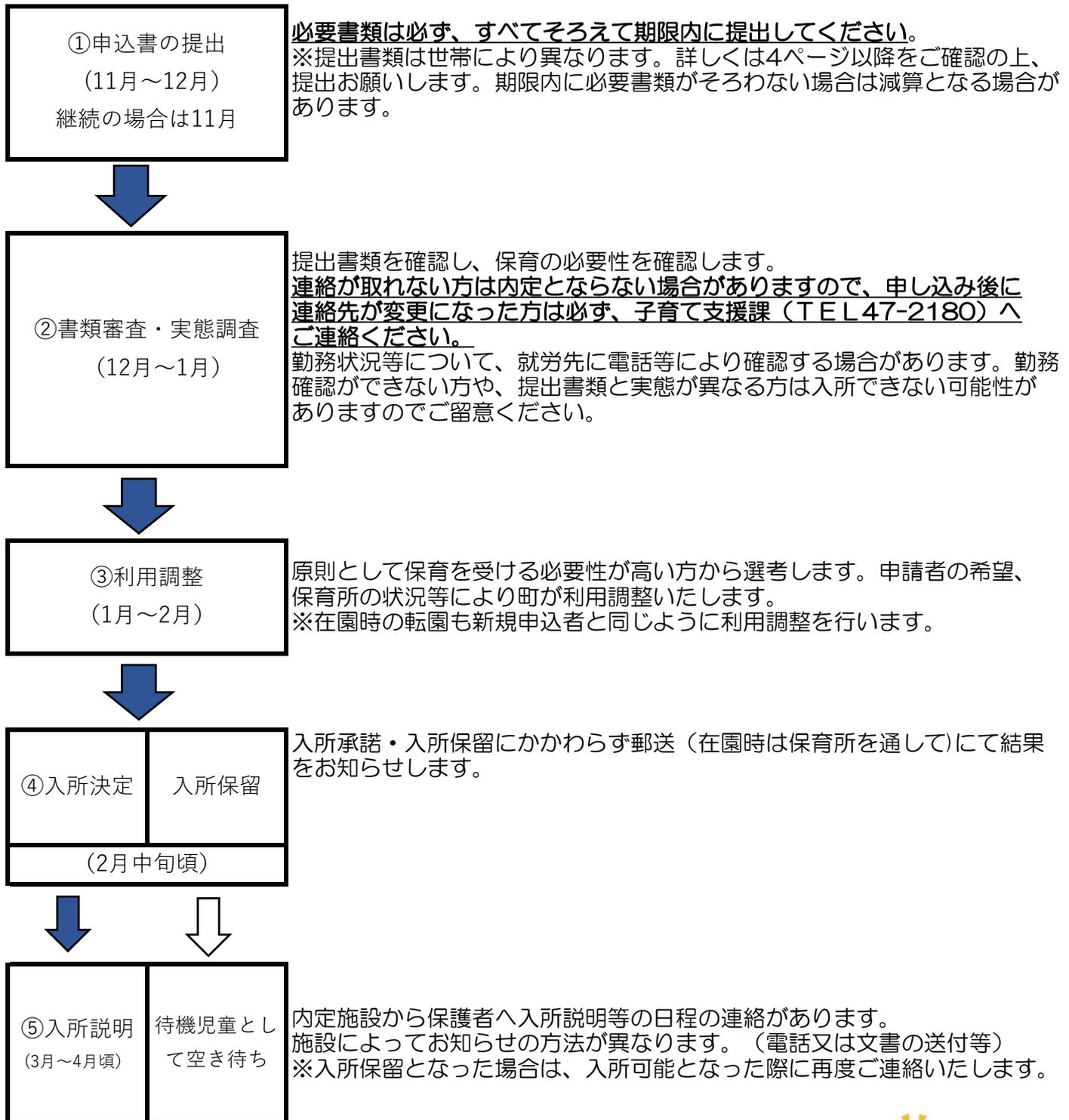
①	〈就労〉	ひと月において実働64時間(1日4時間)以上労働することを常態としている場合
②	〈妊娠・出産〉	母親が妊娠中であるか又は出産後間がないため、保育が困難な場合 ※産前2か月・産後3か月以内
③	〈疾病・障がい等〉	疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神・身体に障がいを有している場合
④	〈親族の看護・介護等〉	親族を常時看護又は介護している場合
⑤	〈災害復旧〉	震災・風水害・火災その他の災害復旧に当たっており、保育ができない場合
⑥	〈求職活動〉	求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っている場合
⑦	〈就学〉	学校教育法に基づく教育施設に在学、もしくは職業能力開発促進法に基づく職業訓練を受けている場合(短時間の習い事、塾、教室、自動車学校は除く)
⑧	〈虐待の恐れ〉	虐待やDVの恐れがある場合
⑨	〈育児休業〉	育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続が必要な場合
⑩	〈みなし育休〉	自営業や非正規雇用の母の出産により出産対象児の兄(姉)の継続入所が必要な場合
⑪	〈その他町長が認めるもの〉	①～⑩までに類似し保育が必要と認められる場合

※同居親族等が保育できる場合は該当しません。

条件の詳細については4ページ以降をご確認ください。

入所の決定は申し込み順ではなく、「安定した環境で子どもの心身の健全な発達を促す観点から一貫して継続的な環境で保育を受けることが望ましい」という国の方針に基づき、前年度から継続して入所する児童を先に調整(選考)し、その後に新規入所申込児童の保育の必要性が高い順に調整(選考)し、決定します。※保育の必要性の認定を受けたとしても、必ず入所できるとは限りませんのでご了承ください。

申し込みから入所までの流れ



※入所決定後でも、保育料未納や提出書類に虚偽が発覚した場合や保育の必要性がなくなった場合、入所の決定を取り消すことがあります。



利用できる施設と認定区分について



【支給認定区分について】

児童の年齢と希望するサービスごとに認定の区分を行います。

※4月1日時点の年齢です。

利用したい施設		幼稚園	保育所	小規模保育園	保育の必要性
教育認定 1号認定	5歳	○	/	/	教育(幼稚園)を希望する場合
保育認定 2号認定	4歳	/	○	/	【保育が必要な事由】に該当し、保育を希望する場合
	3歳	/	○	/	
保育認定 3号認定	2歳	/	○	○	
	1歳	/	○	○	
	0歳	/	○	○	

※幼稚園を希望する場合は本部町教育委員会にご相談ください。

【利用区分(保育の必要量)について】

保護者の状況を客観的に確認し、保育利用時間を「保育標準時間」または「保育短時間」のいずれかに認定します。

利用区分	説明	利用時間	備考
保育標準時間	保護者がフルタイム就労等を想定した利用時間 月120時間以上の就労時間	最長11時間	妊娠・出産・育休 虐待・DV等
保育短時間	保護者がパートタイム就労等を想定した利用時間 月64時間以上120時間未満の就労時間	最長8時間	求職活動

※「保育の必要な事由」のうち、就労、就学、親族の看護・介護、保護者の疾病や障がいについては、保護者の状況を書面にて確認し、保育の必要量認定を行います。

【認可保育所(施設型保育施設)一覧】 対象年齢 0歳～4歳(2号・3号認定)

施設名		所在地	電話番号	開所時間	延長保育
町立	渡久地保育所	渡久地231番地	47-2106		なし
認可 保育園 (法人)	ドリーム保育園	伊野波438番地1	47-3602	標準 7:30～18:30 短時間 9:00～17:00	18:30～19:30
	美ら咲保育園	東151番地2	47-7615		
	ゆい保育園	大浜865番地1	47-7181		
	ゆい保育園(分園)	谷茶14番地	47-7183		
	風のわ保育園	浦崎740番地	48-3170		
	こすも保育園	野原277番地	47-3370	標準 7:30～18:30 短時間 登園～8時間	

【地域型保育事業(小規模保育施設)】 対象年齢 0歳～2歳(3号認定)

施設名	住所	電話番号	開所時間	延長保育	対象
ベビーハウス遊	大浜16番地2	47-4138	標準 7:30～18:30 短時間 登園時間～8時間	なし	3ヶ月～2歳
こすもキッズ小規模保育園	伊野波278番地5	47-6411		18:30～19:30	2ヶ月～2歳

★保育施設は原則月曜日～土曜日の利用です。(祝祭日、慰霊の日は除きます)

保育所(園)の利用について



【申し込みに必要な書類】

必要な書類はすべてそろえてから提出してください。書類不備の場合は受付できない場合があります。また、状況に応じてその他の書類を提出していただくことがあります。

〈全員提出が必要な書類〉※①～③は指定様式です。

①教育・保育給付認定申請書兼利用申込書	利用希望の児童1人につき1枚必要です。記入漏れがないよう確認をお願いします。
②就労証明書	詳しくは下記の表Aをご覧ください。保護者1人につき1枚必要です。※兄弟姉妹同時に申し込みをする場合、重複する書類は1部ずつでかまいません。
③健康診断書	新規入所申込(転園含む)の場合、児童1人につき1枚必要です。予防接種歴については、親子健康(母子)手帳から転記してください。

〈世帯状況により提出が必要になる書類〉

④保育料算定に必要な書類	詳しくは5ページの表Bをご覧ください。保護者1人につき1枚必要です。※兄弟姉妹同時に申し込みをする場合、重複する書類は1部ずつでかまいません。
⑤児童の障がいを証明する書類	児童が障がい等を持つ場合は、次のいずれか1つを提出してください。「療育手帳」「身体障害者手帳」「特別児童扶養手当受給者証」の写し、もしくは医師の診断書(原本)を提出してください。

表A 保育の必要性を証明する書類一覧

保護者等の状況	必要な提出書類
就労・採用予定の方	<ul style="list-style-type: none"> 「就労証明書(指定様式)」※本人記入、日付、担当者名連絡先のないものは無効です。 ★収入を伴わない手伝いやボランティア等は就労と認められない場合があります。
自営業・農(漁)業等・内職の方	<ul style="list-style-type: none"> 「自営業・内職・農業証明書」※区長・民生委員の署名及び押印が必要です。
妊娠・出産予定の方	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中の方は、就業の有無にかかわらず、親子健康(母子)手帳の写し(分娩予定日が記載されたページ)を提出してください。 ★出産予定日のおおよそ2か月前から出産後3か月以内となります。
疾病や障がいがある方	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病：「診断書(保護者用)」 ・障がい：「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」
親族の看護・介護をしている方	<ul style="list-style-type: none"> ・「看護・介護事実の証明書」※区長・民生委員の署名必要です ・「障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者福祉手帳」、「介護保険被保険者証」等のいずれかの写し ★証明書がない場合は医師の「診断書」を提出してください。
災害復旧等	<ul style="list-style-type: none"> ・「罹災証明書」
求職活動中の方	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークからの「ハローワークカードの写し」 ★利用できる期間は入所から90日以内です。期間終了月の15日までに就労証明書等の「保育を必要とする事由の証明がない場合は翌月から退所となります。 ★原則、同一年度で求職を理由とする再利用及び継続はできません。
就学中(予定)の方	<ul style="list-style-type: none"> ・「在学証明書」及び「時間割表」の写し等 ★大学(短大)、高等専門学校、職業訓練校、専修学校(資格取得のみ) ★放送大学、通信制大学、自動車学校、語学や料理教室等は認定対象外です。
育児休業取得中(予定)の方 在園児が継続して保育が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・「就労証明書」★指定様式(育児休業期間・職場復帰日の記入がない場合は無効) ・「育児休業期間の記載がある証明書のコピー」(育児休業取得者確認通知書「育児休業基本給付金証明書」「辞令書」など) ★入所の対処となるのは復帰する月の前月からです。(4月入所希望の場合、5月1日までに職場復帰する方) ★育児休業開始前から保育を利用していた児童については継続利用の希望ができますが、利用期限は育休対象児が1歳となる月の末日までとなります。
みなし育休 在園児が継続して保育が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・親子健康(母子)手帳の出生届済証明のページの写し ★自営業や非正規雇用労働者等により、育休制度のない母親において、すでに保育所を利用していた児童について継続利用できますが、利用期限は産後3ヶ月経過からの6か月間です。 (例：弟(妹)10/15生まれ→産後休1/31まで→みなし育休7/31まで)

表B 保育料の算定に必要な書類一覧

R5.1.1より前から本部町へ住民登録されている方は、所得課税証明書の提出は不要です。下記事項に該当する世帯は必要な書類を提出してください。

税申告の状況	必要な書類	提出期限
令和5年1月2日以降に本部町に転入した方	令和5年度市町村所得課税証明書（両親分） ★R5.1.1時点の住民登録市町村で取得し、提出してください。 ★マイナンバーを利用し、所得照会できる場合は省略可	受付期間内
令和6年1月2日以降に本部町に転入した方	令和6年度市町村所得課税証明書（両親分） ★R6.1.1時点の住民登録市町村で取得し、提出してください。 ★マイナンバーを利用し、所得照会できる場合は省略可	8月または9月以降新規入所申込時
母子世帯・父子世帯 右記のいずれか1つ（写し）	「児童扶養手当受給者証」「母子及び父子家庭等医療費助成金受給資格者証」「児童扶養手当認定通知書」	受付期間内
障がい者のいる世帯 右記のいずれか1つ（写し）	「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「特別児童扶養手当証書」「障害基礎（厚生）年金証書」	受付期間内
生活保護世帯	「生活保護受給証明書の写し」	受付期間内

【申込後・利用開始後・状況に変更があった場合】

世帯の状況等が変更となった場合、利用者負担が変更になることがありますので、届け出が必要です。上記の表Bにより必要書類をご確認ください。

- | | | |
|-----------------------|-----------------|----------------|
| ■婚姻・離婚 | ■障がい者扶養世帯となった場合 | ■児童扶養手当受給開始・停止 |
| ■生活保護の開始・停止 | ■祖父母等と同居・別居 | ■利用区分の変更 |
| ■修正申告等により課税状況変更となった場合 | | |



【保育料の納入について】

保育料の支払い方法は納付書による払込、口座振替（引落し）及びクレジット・スマホアプリ決済となります。

納付書の場合	保育所より毎月納付書を配布します。各金融機関・役場会計課窓口・コンビニエンスストアにてお支払いできます。
口座振替の場合	配布された保育料の納付書及び銀行登録印をご持参の上、金融機関窓口または郵便局窓口にて口座振替依頼の手続きをお願いします。一度お申込みいただくと、ご指定の口座から毎月20日（休業日の場合は翌営業日）に自動的に納付する便利な支払い方法です。金融機関でのお手続きから、口座振替開始まで1～2か月時間を要する場合があります。完了するまでは、納付書での納入となります。 ★振替手続きは町内5銀行（琉銀・沖銀・海銀・農協・ゆうちょ）にて行うことができます。
クレジット決済	スマホやパソコンで納付サイトへアクセスし、納付書のバーコードを撮影、納付案内をご確認いただき、クレジットカード情報を入力。納付完了メールが届けば、支払い終了です。
スマホアプリ決済	PayPay、LINE Pay、OKI Pay、ゆうちょPayのいずれかのアプリで、納付書のバーコードを読み込み、アプリの案内に沿って支払い、アプリ画面で支払内容を確認してください。

※クレジット・スマホ決済の詳細について、本部町役場HP納付手続きのページをご確認ください。

※小規模保育園の場合は、入所している園から直接保育料の徴収があります。

【保育料の算定について】

0歳～2歳クラスの保育料は、保護者等の『市町村民税所得割課税額』と『世帯の状況』で決まります。（8ページの「保育料階層区分表」参照）

3歳～4歳クラスの保育料は、無償化されましたが原則、給食費がかかります。

★保護者の収入が生活保護基準額に満たない場合（保護者の方の収入だけでは、生計維持が難しいと判断された場合）は、同居者（児童の祖父母等その生計の主宰者）の税額を含めて保育料を算定することになります。



保育料の算定資料の提出がない場合

保育料決定時に保育料の算定に必要な税情報のない方（未申告等は、正しい保育料の算定ができないため、**最高階層**で認定させていただきます。

【保育料の切り替えについて】

保育料は、毎年9月に切り替え作業を行います。町民税の賦課決定が毎年6月になっていることから、4月～8月は前年度分の町民税額、9月～翌年3月は当年度分の町民税額により利用者負担を決定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度（令和5年度）の市町村民税額に基づく保育料					当年度（令和6年度）の市町村民税額に基づく保育料						

町は公簿（課税台帳）により課税状況を確認します。転入等の場合は、提出された所得課税証明書等により確認します。（マイナンバーで提出省略可）税の修正申告等により、町民税額が変更になった場合は、該当する月にさかのぼり保育料変更を行います。この変更で生じた過不足は調整（納入、充当、還付）となります。

【給食費について】

3歳～4歳クラスは、給食費を直接、保育所へお支払いください。

※公立保育所は毎月、納付書を発行しますので役場銀行窓口・コンビニ・金融機関にて期限内にお支払いをお願いします。

※0歳児～2歳児クラスの給食費は保育料に含まれています。



給食費金額表（ひと月）

	金額	3歳～4歳クラス	0歳～2歳クラス
主食費（パン・ごはん・麺）	1,000円	給食費として保護者負担	保育料に含まれる （保育料として保護者負担）
副食費（おかず・おやつ・牛乳）	4,500円		
合計	5,500円		

【副食費の免除について】

下記の①、②については副食費（4,500円）が免除となります。

①年収360万未満相当世帯（市町村民税所得割額57,700円未満、母子等世帯は77,101未満）

★8ページの階層区分表第1階層から第4b階層に該当する世帯

②第3子以降（未就学児からカウント）

★第4b-1から第8階層に該当する第3子

※免除対象者に副食費免除のお知らせを送付いたします。

免除対象者の世帯は、保育所へ副食費を支払う必要はありません。



利用者負担の軽減について

保育所入所児童が下記の場合は保育料が軽減されます。

- ①同一世帯から兄弟姉妹が2人以上保育所に入所している場合
- ②同一世帯から幼稚園・認定こども園の利用がある場合
- ③同一世帯から特別支援学校幼稚部、情緒障がい児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援の利用がある場合

上記①の場合

	1人目	2人目	3人目
施設	保育所	保育所	保育所
保育料	全額	半額	無料



上記②、③の場合

	1人目	2人目	3人目
施設	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 ・認定こども園 ・特別支援学校幼稚部 	保育所	保育所
保育料	/	半額	無料



※一時預かり保育については、軽減の対象外です。

※上記②の県知事認可の私立幼稚園・町外幼稚園・認定こども園、③の特別支援学校幼稚部等は入園後4月末日までに在園証明書の提出が必要です。（本部町立幼稚園以外は在園証明書で確認します。）

【360万未満相当世帯の利用者負担軽減について】

- ①市町村民税額所得割77,101円未満の母子・父子・在宅障がい者世帯への優遇措置（第2子以降無料）
- ②市町村民税額所得割57,700円未満の多子世帯の負担軽減（兄弟姉妹の年齢制限をなくし、出生順に第2子半額、第3子以降無料）となります

上記①の場合

	1人目	2人目	3人目
施設	保育所	保育所	保育所
保育料	全額	無料	無料



上記②の場合

	1人目	2人目	3人目
施設	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校 ・中学校 ・小学校 	保育所	保育所
保育料	/	半額	無料



※360万未満相当世帯等とは

- ★母子・父子・在宅障がい者世帯：市町村民税額所得割額77,101円未満の世帯
- ★一般世帯：市町村民税額所得割額57,700円未満の世帯

【寡婦(夫)控除のみなし適用の申請について】

- ①婚姻歴のない母子（父子）が対象となります
- ②「寡婦（夫）控除のみなし適用」は、保育料算定にのみ適用されます。
- ③「寡婦（夫）控除のみなし適用」を行っても保育料が減免されない（変更がない）場合があります。
- ④第1階層又は第2階層（8ページ「保育料階層区分表」参照）の方は、既に保育料が免除されているため適用対象外となります。



保育料階層区分表



★階層区分の児童の年齢は4月1日時点のクラス年齢

第1子の金額

階層区分	各月初日の在籍措置児童の属する世帯の階層区分		保育料基準額（月額）				副食費 3歳以上	
	定義		3歳未満		3歳以上			
			標準	短時間	標準	短時間		
第1	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)		円 0	円 0	円 0	円 0	第1子から免除	
第2	市町村民税非課税世帯		母子・父子 在宅障がい者等	0	0	0		0
第2-1				上記以外の世帯	0	0		0
第3	市町村民税課税世帯	市町村民税所得割額 48,600円未満	母子・父子 在宅障がい者等	7,000	6,700	0		0
第3-1			上記以外の世帯	15,600 (7,800)	14,400 (7,200)	0		0
第4a		48,600円以上 57,700円未満	母子・父子 在宅障がい者等	7,000	6,700	0		0
第4a-1			上記以外の世帯	24,000 (12,000)	22,200 (11,100)	0		0
第4b		57,700円以上 77,101円未満	母子・父子 在宅障がい者等	7,000	6,700	0		0
第4b-1			上記以外の世帯	24,000 (12,000)	22,200 (11,100)	0		0
第4c	市町村民税課税世帯	77,101円以上97,000円未満		24,000 (12,000)	22,200 (11,100)	0		0
第5		97,000円以上169,000円未満		33,300 (16,650)	30,700 (15,350)	0	0	
第6		169,000円以上301,000円未満		42,700 (21,350)	39,000 (19,500)	0	0	
第7		301,000円以上397,000円未満		44,000 (22,000)	39,400 (19,700)	0	0	
第8	397,000円以上		57,200 (28,600)	51,200 (25,600)	0	0	第3子以降免除	

上表の（ ）内は半額の場合の金額です（10円未満切り捨て）※同一世帯から2人以上措置された場合の算定

★幼稚園・認定こども園を利用している児童も算定対象人数に含めて兄弟を数え、在園児中、年齢の高い順に、1人目を全額徴収とし、2人目を半額徴収、3人目を0円とする。

★ただし、市町村民税非課税世帯及び市町村民税所得割課税額が77,101円未満の母子・父子・在宅障がい者等世帯の場合、第1子の年齢にかかわらず、第2子以降は0円とし、市町村民税所得割課税額が57,700円未満世帯（母子・父子・在宅障がい者等を除く）の場合、第1子の年齢にかかわらず、第2子は半額徴収、第3子以降は0円とする。

備考

- 1.母子世帯等：母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条に規定する配偶者のいない者で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子世帯
 - 2.在宅障がい児（者）のいる世帯：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた者または特別児童扶養手当の支給対象児、障がい者基礎年金等の受給者がいる世帯
- ※町民税額は税額控除「住宅借入金等特別税額控除」等の控除適用前の額が基準となります。



本部町保育所入所利用調整基準指数表



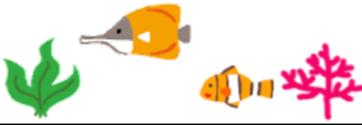
		保護者の状況				
番号	類型	細 目			実施 指数	
①	居宅外 労働	月160時間以上の就労			10	
		月120時間以上の就労			9	
		月80時間以上の就労			8	
		月64時間以上の就労			7	
	居宅内 労働	月160時間以上の就労			9	
		月120時間以上の就労			8	
		月80時間以上の就労			7	
		月64時間以上の就労			6	
②	保護者のいない 家庭	不存在	死亡・離別・拘禁・行方不明等	10		
③	出産	出 産	出産前2ヶ月・産後3ヶ月		9	
		入 院	疾病のため1ヶ月以上の入院		10	
	疾病	居 宅 療 養	常時臥床	疾病のため1ヶ月以上常時臥床		10
			精神・結核	医師が長期加療(安静)を要すると判断したもの		10
			一般療養	医師が1ヶ月以上加療(安静)を要すると判断したもの		7
			その他	疾病は比較的軽症であるが定期的通院等を要するもの		5
	身体等 障がい者	障がい者	1・2級	A	障がい者及び療育手帳を所有する者 及び同程度と判断できるもの	10
			3級	B		8
4級以下			-	6		
④	病人の 介護等	入 院 付 添	おおむね1ヶ月以上の親族の入院、付添にあたるもの		10	
		居宅内看護・介護	同居の家族の長期居宅療養等介護に常時あたっている旨の		6	
⑤	災 害	家 庭 の 災 害	火災・風水害等で家屋が失われ復旧にあたる場合		10	
⑥	求職活動中	求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っている			6	
⑦	就 学	学校教育法に規定する学校・専修学校・各種学校または職業能力開発促進法等に規定する公共職業能力開発施設等に通っている			居宅内労働に 準ずる	
⑧	虐待・DV	児童虐待又はDV等により家庭での保育が困難だと認められる場合			10	

⑨	調 整 指 数	ひとり 親家庭	父又は母の死亡・離別・拘禁・行方不明等		+5
		失 業	生計中心者が失業し求職中である場合(申込時点より過去3か月以内)		+4
		生保世帯	生活保護世帯で保育の実施により自立が見込まれる場合		+3
		兄弟入所	入所時において兄弟姉妹が同じ保育所を利用しようとする場合		+2
		障がい児	申込児童が障がい手帳、療育手帳等を所有している場合		+2
		その他	小規模保育施設等の卒園児が連携施設を利用する場合		+3
		介護等	在宅の父又は母が常時寝たきりの状態にある場合		+4
		同居親族 (減算)	満18歳 ～ 満60歳	祖父母等の同居等の親族について、「保育ができない証明」の提出がない場合	

注)

- ①父母のそれぞれについて、本表により指数を求め、世帯の基本指数とする。
- ②保育所入所選考基準指数＝世帯の基本指数＋調整指数とする。
- ③実施基準が2つ以上にわたる場合には基本指数の高い方とする。
- ④自営業、農業は居宅外労働とする。ただし、同一(隣接)敷地等の場合は居宅内とみなす。
- ⑤労働時間の算出は、提出された就労証明書に基づく。
- ⑥書類審査のうえ、申請内容と異なる事実が発覚した場合には事実に合わせて基準指数を算定する。
- ⑦国の方針に基づき継続入所申込み児童を先に調整(選考)し、その後新規入所申込み児童について調整(選考)を行う。





令和6年度 入園スケジュール



申込受付開始日		申込受付期限	入所希望月	入所決定時期
在園児	令和5年11月1日	令和5年11月17日	令和6年4月1日	令和6年2月中旬
新規	令和5年11月13日	令和5年12月15日		
随時受付		令和6年4月5日	令和6年5月1日	令和6年4月中旬
		令和6年5月7日	令和6年6月1日	令和6年5月中旬
		令和6年6月5日	令和6年7月1日	令和6年6月中旬
		令和6年7月5日	令和6年8月1日	令和6年7月中旬
		令和6年8月5日	令和6年9月1日	令和6年8月中旬
		令和6年9月5日	令和6年10月1日	令和6年9月中旬
		令和6年10月7日	令和6年11月1日	令和6年10月中旬
		令和6年11月5日	令和6年12月1日	令和6年11月中旬
		令和6年12月5日	令和7年1月1日	令和6年12月中旬
		令和7年1月6日	令和7年2月1日	令和7年1月中旬
		令和7年2月5日	令和7年3月1日	令和7年2月中旬

- ★郵送や電子申請でのお申し込みでも受け付けております。
- ★期限を過ぎたお申し込みは、次の入所希望で選考します。
- ★書類不備、記入漏れがある場合は受け付けできません。提出前に必ずご確認ください。

オンライン手続きについて



マイナンバーカードを利用して、マイナポータルでオンライン手続きが行えます。

国が運営するマイナンバーカードを活用したマイナポータルの電子申請機能「ぴったりサービス」で、町が受け付けている申請や届出等の手続きを、インターネットに接続されたパソコンやスマートフォンからオンラインで行えます。
 保育所の申込みもオンラインで行うことができます。
 ★各種証明書等はスマートフォン等で撮影した画像を申請画面内に添付してください

詳しくは本部町役場HPの「マイナンバーカードを利用したオンライン行政手続きについて」をご確認ください。



※添付の画像が不鮮明の場合、紙媒体での提出をお願いすることがありますのでご理解ください。

注意事項

1. 保育所の定員等の関係により入所ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
2. 申請内容や添付書類に虚偽がある場合は、入所を取り消すことがあります。
3. 保育所における集団生活に支障がある場合は、入所を取り消すことがあります。
4. 入所決定は、書類審査や家庭状況の調査等（実態調査を含む）により決定し、後日通知いたします。
5. 保育所入所後にも電話・訪問などによる就労調査を行う場合がありますので、ご協力ください。
6. 保護者の勤務先の変更・退職や出産など提出書類の内容に変更があった場合は、保育所担当へ必要書類の提出及びその旨の連絡をしてください。万が一、提出及び連絡がなく、そのことが判明した場合、就業等をしていても途中退所となる場合があります。）
7. 年度途中において、現況確認のため「就労証明書」等の再提出を求める場合があります。
8. 児童の発達、発育に遅れを感じられる保護者の方は、受付時または事前に必ず申し出てください。
9. 随時入所受付をしておりますが、受入可能人数に空きがない場合は待機となります。
10. 年度内の転園は、原則できません。（待機がない場合や、兄弟姉妹が別々の園に通っている等で転園を認める場合があります。）
11. 保育所入所後に町外転出の場合はその時点で退所となります。

■メモ



本部町で利用可能な児童福祉サービスについて

本部町では、公立・認可保育園以外にも下記のような児童福祉サービスが受けられます。



★一時預かり事業

保育園を利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合に、一時的に預けることができます。

実施施設	対象年齢	時間	住所	連絡先
くれよんハウス	1歳～未就学児		本部町字伊野波278-5	0980-47-6411

※利用については、上記施設に直接お問い合わせください。

〈利用料〉

(円)

時間 \ 年齢	1・2歳児	3歳以上児
1時間	350 (450)	350 (450)
4時間以内	1,000 (1,400)	800 (1,200)
4時間以上	1,500 (1,800)	1,200 (1,500)

※ () 内は町外の方が利用する場合の金額です

★病児保育事業

お子さんが体調不良の時、保育所等に預けることができず、お仕事も休めないときなどに、お子さんを預けることができます。
※(未就学児については保育園または幼稚園を利用しているお子さんが対象です。)

※インフルエンザ、はしか、RS、アデノウイルス、水ぼうそう、おたふく風邪等の伝染性疾患等はお預かりできません。
※事前に本部町子育て支援課にて登録が必要です。
※やんばるキッズファミリークリニックにて医師の診察を受け、許可が下りてからお預かりします。

実施施設	対象年齢	時間	住所	連絡先
こすもキッズ小規模保育園内 キッズ病児施設	生後2か月～ 小学校3年生 (本部町在住)	月～金 8:30～ 17:00	本部町字伊野波278-5	090-4771-8628

※8:30前に連絡するときは47-6411へ

※利用料は課税状況により無料～2,000円の間で5段階に分けて決定し、食費は500円(持参の場合は不要)

★地域子育て支援センター

妊娠中の方やお母さん、お父さん、ご家族が楽しく子育てできるよう応援する場所です。
情報交換や育児相談、育児講座を行うと共に、気軽に自由に遊べる場所を提供しています。



実施施設	時間	住所	連絡先
すばる	月～金 9時～13時/14時～16時	本部町字伊野波438-1 (ドリーム保育園内)	090-4515-1156
もとぶっこ 	10時～12時 14時～15時 個別相談(要予約) 15時30分～17時30分 土曜(月1回不定期でOPEN)	本部町字渡久地231 渡久地保育所とらいおん歯科 の間の建物	090-3793-3850